

2022年5月吉日

会 員 各 位

明治大学校友会千葉県西部支部
支部長 前田 勝己

2022年度明治大学校友会千葉県西部支部 総会開催中止について（ご案内）

拝啓 盛夏の候、会員の皆さま方には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、明治大学校友会千葉県西部支部の活動にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、一昨年から続いている新型コロナ禍は未だ終息をみるに至っておりません。国内では緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の適用は解除されましたが、感染者数等はまだ下げ止まりの傾向もみられ、今後の見通しは必ずしも楽観視できる状況にはなっておりません。

こうした状況に鑑み、本年度の支部総会は開催中止とさせていただきます。3年連続の開催中止となり甚だ不本意ではありますが、何卒よろしくご了承くださいますようお願い申し上げます。

総会の下記議題に対する決議につきましては、支部役員会の決議をもって決定させていただきますので、宜しくご承認くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご承認のご回答につきましては、同封の返信通知はがきに63円切手を貼付の上、6月12日（日）までに必着するよう、ご投函をお願い申し上げます。残念ながら期日までにご返信が頂けない場合は、ご承認頂いたものとして取り扱わせて頂きます。

総会の決議の結果につきましては、総会資料と共に支部ホームページに掲載させていただきますので、ご確認ください。

敬 具

記

【議 題】

- 第1号議案 令和3年度事業報告決定承認の件
- 第2号議案 令和3年度収支計算書および監査報告書決定承認の件
- 第3号議案 令和4年度事業計画（案）決定承認の件
- 第4号議案 令和4年度収支予算書（案）決定承認の件

以 上

明治大学校友会千葉県西部支部会則（抜粋）

第1章 総 則

（名 称）

第1条 本会は、明治大学校友会千葉県西部支部と称する。

（地 位）

第2条 本会は、明治大学校友会会則（以下「本部会則」という。）第3条第1項の規定に基づく「支部」である。

（目 的）

第3条 本会は、本部会則第4条の規定に基づき明治大学校友会本部（以下「本部」という。）が実施する事業に積極的に参加すると共に、会員相互の親睦・交流を図り、併せて地域社会に貢献することを目的とする。

（事務所）

第4条 本会の事務所は、支部長の居住地若しくは支部長が指定する所に置く。

2 本会の事務所に、本会の会則、会員名簿、役員名簿、議事録等を備える。

（事 業）

第5条 本会は、第3条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本部との連携による大学賛助のために必要な事業
- (2) 本会振興のために必要な事業
- (3) 地域社会に対する PR と貢献
- (4) 下部組織たる地域支部への支援
- (5) 会員名簿の整備及び管理
- (6) 会報等の発行
- (7) その他本会の目的達成のために必要な事業

第2章 会 員

（構成員）

第6条 本会は、本部会則第5条の規定に基づく会員資格を有する者（以下「校友」という。）のうち、同第6条第1項の規定に基づき千葉県（以下「本県」という。）に居住する者及び同項ただし書きの規定に基づき本会への所属に変更した者（この会則において「会員」という。）によって組織する。

2 前項に規定する会員以外の校友で、本県内に勤務先又は事業所を持つ者を本会の特別会員とすることができる。

3 本部会則第7条に規定するところにより、本県出身の在学生を本会の準会員として本会の活動に参加させることができる。

第3章 役員等

（選 任）

第8条 支部長、副支部長及び支部監査委員は会員総会（以下「総会」という。）で選任する。

2 支部幹事長及び本部会則第18条第2項第5号に規定する代議員は、支部長が指名し、総会の承認を得るものとする。

3 支部幹事は、支部長が指名し、総会に報告するものとする。

（支部長の職務）

第11条 支部長は、本会の会務を総理し、本会を代表する。

2 支部長は、本会に所属する地域支部を統括する。

第4章 会 議

（総 会）

第16条 本会は、総会を毎年1回定時に開催する。ただし、必要ある場合は、臨時にこれを開催する。

2 支部長は、総会開催日より2週間前に、付議事項を記載した文書により、知れたる各会員及び各特別会員（会員権停止中の校友を除く。）に通知しなければならない。

3 総会は、支部長が招集し、議長となる。

4 総会は、原則として会員に公開する。

5 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合、本部会則第27条第1項に規定する「別段の定め」を適用し、定足数を設けない。

第5章 事業年度・会計等

（事業年度）

第19条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（経 費）

第20条 本会の運用経費は、本部からの助成金、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

（事業計画・報告及び予算）

第22条 本部会則35条第2項乃至第4項の規定を本会に適用する。

第6章 そ の 他

（変更の届出）

第24条 会員は、氏名、住所、職業及び勤務先に変更があった場合、遅滞なく本部又は本会に届け出るものとする。

（会則の改正）

第25条 この会則の改正は、総会出席者3分の2以上の同意により決し、会長の承認を得なければならない。

2 前項により改正された会則は、会長の承認を得た日の翌日より施行する。

（規定の解釈）

第27条 この会則に定めのない事項については、総会の議を経て決定する。

附 則

1 この会則は、2003年2月23日開催の臨時代議員総会において改正された本部会則を受けて改正（制定）する。

2 この会則は、2003年3月31日までに会長の承認を受け、同年4月1日より施行する。

3 この改正は、会長の承認を得た上で、その翌日より施行し、2015年6月22日から適用する。ただし、第9条第1項の規定並びに第23条第2項第1号の規定は、2014年7月27日開催の定時代議員総会において改正された本部会則を受けて改正する。

4 この改正は、会長の承認を得た上で、その翌日2017年7月20日より施行する。

5 この改正は、会長の承認を得た上で、その翌日2018年8月23日より施行する。

6 2020年6月の総会で選任する支部長、副支部長及び支部監査委員の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、同項中「就任後4回目」とあるのを「就任後3回目」と読み替える。

千葉県西部支部役員名簿

2022年5月8日現在

役職	氏名	所属	卒年	学部	〒	住 所	電 話
支 部 長	前田 勝己	船橋	38	商	274-0822	船橋市飯山満町 2-485-25	047-465-2056
名誉支部長	行木 勝雄	市川	35	法	272-0835	市川市中国分 4-13-12	047-372-7282
顧 問	宇都宮 幸正	柏	29	政経	277-0066	柏市中新宿 1-11-15-504	04-7173-7301
	佐川 清	市川	33	経営	272-0816	市川市本北方 2-30-9	047-337-4487
	小疇 尚	流山	36	院文	270-0115	流山市江戸川台西 1-65	04-7152-1518
	関 俊雄	我孫子	38	政経	270-1151	我孫子市本町 3-4-14-705	04-7183-3966
	穴澤 豊治	船橋	43	政経	274-0822	船橋市飯山満町 3-1351-72	047-466-5010
	清水 潔	松戸	45	商	270-2253	松戸市日暮 4-9-12	047-392-0707
相 談 役	堀越 好夫	船橋	29	政経	273-0021	船橋市海神 3-30-5-601	047-434-0930
	溝渕 良二	船橋	34	工	274-0822	船橋市飯山満町 2-487-15	047-467-1102
副支部長	山中 勇	浦安	49	法	279-0003	浦安市海楽 1-3-8	047-352-2173
	中山 高春	松戸	46	商	270-0034	松戸市新松戸 5-1-A709	090-7848-1728
	猪瀬 安次	我孫子	42	商	270-1101	我孫子市布佐 3362-25	04-7189-3236
	竹之内 明	柏	44	商	277-0805	柏市大青田 1015	04-7131-3080
	高橋 敏夫	船橋	42	商	274-0064	船橋市松が丘 1-12-2	047-463-8901
	伊与久 美子	市川	42	文	272-0832	市川市曾谷 4-7-7	047-371-1840
	広井 武昭	流山	39	法	270-0135	流山市野々下 6-613-45	04-7144-6366
幹 事 長	武士田 卓志	市川	62	法	272-0832	市川市曾谷 5-17-15	047-705-0509
常任幹事	板橋 純三郎	浦安	52	法	272-0121	市川市末広 2-3-3	090-3800-7674
	田中 賢司	浦安	63	政経	279-0014	浦安市明海 5-6-17-1005	047-380-9755
	新井 正和	浦安	63	商	279-0002	浦安市北栄 4-18-5	047-380-2483
	後藤 優	松戸	46	商	270-0006	松戸市大金平 1-33-2-504	090-4595-2097
	和知 順子	松戸	46	文	271-0096	松戸市下矢切 310-9	047-362-6934
	土屋 成美	松戸	55	商	270-0034	松戸市新松戸 3-3-2-A605	047-345-8505
	辻 長一郎	我孫子	43	商	270-1153	我孫子市緑 1-6-46	04-7197-2397
	志知 民男	我孫子	43	商	270-1164	我孫子市つくし野 3-20-406	04-7185-0845
	高橋 智	我孫子	50	商	270-1138	我孫子市下ヶ戸 534-31	04-7186-0032
	今井 享	柏	49	政経	277-0015	柏市弥生町 5-19	080-3312-7846
	加茂 治男	柏	37	商	277-0812	柏市花野井 735-14	04-7131-3406
	伊東 忠雄	柏	45	政経	277-0841	柏市あけぼの 1-1-9	04-7143-2961
	糸井 大恵	船橋	55	商	274-0816	船橋市芝山 6-52-12	047-466-1263
	山崎 とよ子	船橋	40	文	274-0824	船橋市前原東 5-29-6	047-476-2191
	布留川 邦夫	船橋	42	政経	273-0034	船橋市二子町 548-20	047-336-1517
姿 卓	船橋	42	工	273-0035	船橋市本中山 2-5-5-103	047-336-7565	
高橋 一郎	市川	52	工	272-0111	市川市妙典 3-7-21	047-357-3410	
伊与久 剛史	市川	42	文	272-0832	市川市曾谷 4-7-7	047-371-1840	
明村 澄雄	市川	47	政経	272-0821	市川市下貝塚 2-12-5	047-371-5930	
菊池 雅史	流山	44	院工	270-0141	流山市松ヶ丘 5-712-7	04-7145-8773	
大房 寿雄	流山	36	法	270-0143	流山市向小金 3-101-15	04-7174-3002	
内山 正徳	流山	37	商	270-0115	流山市江戸川台西 3-120-2	04-7154-1725	
芦澤 純一	流山	47	工	270-0152	流山市前平井 88-16	04-7159-0327	
会 計 幹 事	佐藤 雅英	我孫子	47	政経	270-1164	我孫子市つくし野 3-11-302	04-7184-8587
	若林 利明	松戸	48	院経	270-0034	松戸市新松戸 7-222-A206	047-345-3761
監 査 委 員	秋葉 昭	浦安	39	政経	279-0026	浦安市弁天 3-2-79-4	047-353-0246
	高梨 政夫	市川	40	商	272-0815	市川市北方 2-27-7	047-333-3973
	植松 敏有	柏	40	商	277-0016	柏市八幡町 3-61	04-7164-7245

千葉県西部支部の区分

浦安、松戸、我孫子、柏、船橋、市川、流山、野田、鎌ヶ谷の各市に居住または勤務の方が対象となります。

所属地域支部

役職・氏名	住所	自宅電話
浦安地域支部 支部長 山中 勇	〒279-0003 浦安市海楽 1-3-8	047-352-2173
松戸地域支部 支部長 中山 高春	〒270-0034 松戸市新松戸 5-1-A709	090-7848-1728
我孫子地域支部 支部長 猪瀬 安次	〒270-1101 我孫子市布佐 3362-25	04-7189-3236
柏地域支部 支部長 竹之内 明	〒277-0805 柏市大青田 1015	04-7131-3080
船橋地域支部 支部長 高橋 敏夫	〒274-0064 船橋市松が丘 1-12-2	047-463-8901
市川地域支部 支部長 伊与久美子	〒272-0832 市川市曾谷 4-7-7	047-371-1840
流山地域支部 支部長 広井 武昭	〒270-0135 流山市野々下 6-613-45	04-7144-6366

※ 現在、上記の7地域支部が活動しています。入会希望の方は、各地域支部へお問い合わせ下さい。なお、女性会員の交流の場および若手会員の交流の場を設ける準備も進行中です。

お 願 い

- ◎ 氏名・住所等に変更がある場合は、変更事項と併せて卒業年・学部もお知らせください。
- ◎ 校友ご本人が亡くなられている場合は、お知らせください。

明治大学大学支援部校友連携事務室（校友会事務局）

〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台 1 - 1

T E L 03-3296-4724 F A X 03-3296-4728

全ての明大校友のための交流サイト 紫紺NETにご登録ください。
生涯メールアドレスが取得でき、校友会及び大学から様々な情報が届きます。

<http://meiji-shikon.net/>